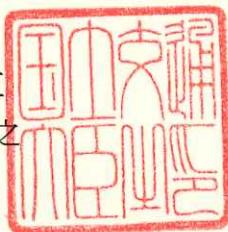


国海員第250号
令和7年11月19日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
金子 恭之



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第491号

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示の制定について

諮問理由

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示を別紙のとおり制定することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示の制定について

1. 背景

船員不足の深刻化への対応等を目的とした「船員法等の一部を改正する法律」(令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。) が令和 7 年 5 月 14 日に公布された。

改正法による改正後の船員法(昭和 22 年法律第 100 号)第 81 条の 2 から第 81 条の 5 までの規定により、船舶所有者は、船員と雇入契約を締結する等したときは、当該船員について、船舶に急迫した危険がある場合等における海上労働の安全及び衛生を確保するための教育訓練(以下「基本訓練」という。)を実施するとともに、特定雇入契約(遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶等において船長等の職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。)に係る船員については、基本訓練の実施に加えて、生存技術及び消火技術に関する知識及び能力を習得させるための実技講習(以下「実技講習」という。)を受けさせること等が義務付けられた。

当該義務付けに関して、改正法の施行に伴う改正後の船員法施行規則(昭和 22 年運輸省令第 23 号)第 52 条、第 52 条の 4(第 52 条の 5 において準用する場合を含む。)、第 52 条の 6 及び第 57 条の 7(第 57 条の 19 において準用する場合を含む。)並びに船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令(令和 7 年国土交通省令第 90 号)附則第 2 条の規定に基づき、海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示を新たに定める必要がある。

2. 概要

(1) 特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員に係る基本訓練の内容及び方法の基準

○ 特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員について、その乗り組む船舶ごとに、それぞれ以下のとおり、基本訓練の内容及び方法を定める。

① 漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員

一 生存技術に関する事項 (実施方法: 講義)

1) 船舷から水面への安全な飛び降り方に関するこ

2) 救命いかだ、救命胴衣、信号装置及び無線救命設備の使用方法に関するこ
と 等

二 消火技術に関する事項 (実施方法: 講義)

1) 火災の化学的性質に関するこ

2) 火災の消火活動及び消防設備の使用方法に関すること

3) 火災現場における救助活動に関すること 等

三 応急手当に関する事項 (実施方法：講義)

1) 負傷者に対する応急処置に関すること

2) 人体の構造及び機能に関すること 等

四 個々の安全及び社会的責任に関する事項 (実施方法：講義)

1) 船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態の対応に関すること

2) 避難路並びに船内通信及び警報装置に関すること

3) 海洋汚染の防止に関すること

4) 船内における作業の安全に関すること

5) 船内でのコミュニケーション、ハラスメント防止及び疲労防止に関する
こと 等

② 漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員

①一から四までに掲げる事項（四5）のうち、ハラスメント防止に関する事項等を除く。) 及び方法に加え、以下の事項及び方法

五 海洋環境の保全及び漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する事項

(実施方法：講義)

1) 漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置

2) 漁ろう設備及び漁具の安全な使用方法に関すること 等

(2) 特定雇入契約を締結した船員に係る基本訓練の内容及び方法の基準

○ 特定雇入契約を締結した船員について、その乗り組む船舶ごとに、それぞれ以下のとおり、基本訓練の内容及び方法を定める。

① 漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員

(1) ①三及び四に掲げる事項及び方法

② 漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員

(1) ①三及び四並びに②五に掲げる事項（四5）のうち、ハラスメント防止に関する事項等を除く。) 及び方法

(3) 特定雇入契約を締結した船員に係る実技講習の内容及び方法の基準

○ 特定雇入契約を締結した船員（特定雇入契約以外の雇入契約を特定雇入契約に変更した船員を含む。）について、以下のとおり、実技講習の内容及び方法を定める。

一 生存技術に関する事項 (実施方法：実習)

(1) ①一1) 及び2) に掲げる事項

二 消火技術に関する事項 (実施方法：実習)

(1) ①二1) から3) までに掲げる事項

○ 実技講習に使用する設備の搭載の義務がない船舶に雇入れされる者が実技講

習を受講する場合にあっては、当該設備を使用する実技講習の部分について、適当と認められる視聴覚教材を用いた講義に替えることができるることとする。

- その他、実技講習計画の作成、講師以外の実技講習の補助等を定める。

(4) 船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員の実技再講習の内容及び方法の基準

- 船舶所有者が、当該船舶所有者との間に特定雇入契約が存する船員について、実技講習等の修了の日から5年を経過したときに受けさせる実技講習の内容及び方法の基準は、(3)の基準とする。

(5) 登録講習機関が講習管理者及び実技講習を実施する講師に受講させるべき研修の基準

- 登録生存講習機関又は登録消火講習機関が、講習管理者及び実技講習を実施する講師に受講させるべき研修の基準について、講習管理者又は講師として実技講習の運営の管理又は教育に必要な知識及び能力を習得させ、又は維持させるのに適当であると認められるものであることとする。
- 講習管理者及び実技講習を実施する講師に受講させるべき研修の科目等を定める。
- 講習管理者及び実技講習を実施する講師に対し研修を行う講師は、講習管理者又は実技講習を実施する講師の研修を行うのに十分な知識及び能力を有すると認められる者、一定の海技士資格を有する者等であることとする。

(6) 本告示の施行前に実施した教育訓練であって、施行後の基本訓練と同等以上の内容を有するものとする教育訓練の内容及び方法の基準

- 本告示の施行前に実施した教育訓練であって、施行後の基本訓練と同等以上の内容を有するものとする教育訓練の内容及び方法の基準は、以下のとおりとする。

① 漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員

(1) ①一から四までに掲げる事項及び方法

② 漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員

(1) ①一から四までに掲げる事項(四5)のうち、ハラスメント防止に関する事項等を除く。) 及び方法

(7) 本告示の施行前に実施した実技講習であって、施行後の実技講習と同等以上の内容を有するものとする実技講習の内容及び方法の基準

- 本告示の施行前に実施した実技講習であって、施行後の実技講習と同等以上の内容を有するものとする実技講習の内容及び方法の基準は、(3)の基準(実技講習計画の作成、講師以外の実技講習の補助等に係る部分を除く。)とする。

(8) その他

- 基本訓練及び実技講習については、(1)から(3)までの基準に係る内容及び方法と同等以上の効力があるものと国土交通大臣が認める場合においては、その内容及び方法によることができるものとする。
- 実技講習については、一定期間、(3)の基準に係る内容及び方法とは別に定める内容及び方法によることができるものとする。
- その他所要の事項を定める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年1月

施 行：千九百九十五年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際
条約が日本国について効力を生ずる日（令和8年2月14日となる予定）